

justax

No.71

JUN'99

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

401Kプランの掛金 - 米国は支給時まで非課税、日本は給与所得課税

近年、年金制度の危機が問題となっています。年金原資の運用成績が悪化しているばかりでなく、将来、一定の給付額を約束する確定給付型に原因があるのではないかとの考えから、掛金は確定しているが、給付額は運用成績によって変動することとなる確定拠出型の導入が始まっています。確定拠出型の年金としては、アメリカの401Kプラン（法律の条項番号を採って呼ばれる）が知られています。

今回は、その米国内国歳入法401Kプランの掛金拠出金を巡る裁決事例をご紹介します。

アメリカ国籍を有する請求人が、わが国で勤務していた期間中に拠出した401Kプランの掛金相当額を、アメリカでは給与の減額であるから給与の金額そのものが変更されているものとして、わが国の所得税の申告時に給与所得に含めなかったところ、所得税法では、第36条の「収入金額とすべき金額」に該当し、給与所得となると判断された事例です（平成10年6月25日裁決）。

◎請求人が勤務していたH社では、本店が請求人の国外預金口座に米ドルで振り込むドル払い給与と日本支店が直接本人に支払う円払い給与の2本建てで給与を支給して、ドル払い給与を支給する際には、一定額について、同社の全従業員を対象とする、米国内国歳入法第401条(K)項の要件を満たす企業年金プラン(401Kプラン)の掛金として、請求人の指定するファンドに直接積み立てていました。

401Kプランと認定されるには、①従業員は、退職、死亡、身体障害などの条件以外の事由では給付を受けない、②雇用主の拠出額は、永久に従業員に帰属しなければならないなどの要件を満たすことが求められ、401Kプランの掛金として拠出した金額は、給与として課税されず、将来年金を受給するまで課税が繰り延べられます。また、わが国の源泉徴収票に相当するアメリカの「W2」には、税引前の給与の額から401Kプランの掛金相当額を控除した残額を記載することとされ、請求人は所得税の申告に関する資料である給与収入内訳書を、この「W2」に基づいて作成し、その掛金相当額を控除した金額を給与収入として申告しました。

◎原処分庁は、本件掛金は請求人が給与の中から積み立てるべきところをH社が給与を支給する際に掛金を天引きして、請求人が指定するファンドに積み立てているのであり、給与に係る収入金額は掛金を減算する前の金額で確定しているとして、この掛金相当額を給与収入に加算して更正処分をしました。

◎請求人は、①米国の法律では本件掛金を給与の一部とするのは間違いであり、「従業員の選択の結果による401Kプランへの掛金は雇用主が拠出した掛金であって、従業員の給料ではない」とする判決もあり、原処分庁の見解とは180度異なっている、②401Kプランの掛金は従業員が管理支配できないので、それを控除した金額がその年において収入すべき金額である、③日米租税条約第23条では退職年金等の課税権について、退職年金及び保険年金の支払いを受ける者の居住地国にのみあるものとしているところ、掛金は、将来受け取る年金の一部分を成すから、同一の課税対象に、積立時と受給時の2度同種の課税をすることとなり、二重課税の排除を目的とする日米租税条約の趣旨にも反する、と主張しました。

◎審判所は、①401Kプランの掛金とするか給与として現金で受け取るかは従業員の任意であり、掛金は、請求人が従業員の地位に基づいて役務の提供を行った対価として受け取った給与を、自己の意思により拠出したものである、②401Kプランに対する米国内国歳入法の取扱いは、請求人の主張のとおりであるが、わが国の居住者に対する課税権の行使に対して他国の税法の規定は何ら影響を及ぼさない、③日米租税条約第23条は、年金が支給される場合を規定したものであり、年金掛金について規定しているものではない、④所得税法及び日米租税条約の規定自体の合理性については、当審判所の審理の限りではない、として更正処分は適法であると判断しました。

(資料提供 税法データベース編集室)